

②本県の独自取組について

	条文	独自性
前文	河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても 県民の生命を守り 、甚大な被害を回避するためには、「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要である。	生命を守る ことを目的としている
第2条	(定義) 3 この条例において「想定浸水深」とは、一定の期間につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において、 洪水または下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことにより氾濫原が浸水 したときに想定される水深をいう。	河川以外のはん濫 を対象としている
第8条	(想定浸水深の設定等) 知事は、前条第1項の調査の結果を踏まえ、 おおむね5年ごとに想定浸水深を設定 するものとする。	浸水リスク図の 更新期間 を規定
第9条	第3章 河川における氾濫防止対策 知事は、洪水による河川の氾濫を防ぐため、次に掲げるところにより、その管理する河川の整備を行うものとする。この場合において、知事は、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、 県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域に係る河川の整備が早期に実施されるよう特に配慮 するものとする。	建築規制をかける区域に対する 河川整備早期実施の配慮 を規定
第13条	(浸水警戒区域の指定等) 知事は、 200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨 が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の 建築の制限 をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。 【参考：条例制定後の浸水警戒区域指定に関する経緯】 ➤ 水害リスクの特に高いエリアのうち居住等されている約50地区を「重点地区」とし、住民の安全な住まい方の検討や避難計画の作成支援などを実施のうえ、「 <u>水害に強い地域づくり計画</u> 」を取りまとめて、 <u>順次、浸水警戒区域を指定</u> （現在18地区）。 ➤ 浸水警戒区域の指定前に地域と実施する取組に時間を要していることや、住民等関係者に様々な意見があり区域指定に向けた取組が滞っている地区があることから、令和2年度には、本審議会内に「重点地区における取組のあり方検討部会」を設置し、課題解決に向けた手法を検討いただいた。 ➤ 検討結果は、①区域指定にむけた <u>手続きの効率化を図り区域指定までの期間の短縮</u> すること、② <u>合意形成の手順を整理し直し明確化</u> すること、③浸水警戒区域指定の <u>対象となりうる地域の公表</u> 、の3点について提言があった。 ➤ 提言を受け、県は「重点地区の取組方針」をとりまとめ、現在はこの取組方針に基づき各地域での取組を進めている。（対象地域の公表は令和3年3月に実施済み）	低頻度降雨時 において 生命を守るための建築規制 を実施

②本県の独自取組について

	条文	独自性
第24条	<p>(区域区分に関する都市計画の決定または変更)</p> <p>10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区域(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第1号に規定する土地の区域を除く。)を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。</p>	市街化区域新規編入を制限する 数値基準を条例に位置付け
第25条	<p>(盛土構造物の設置等に対する配慮等)</p> <p>氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去(以下「設置等」という。)をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。</p>	道路や鉄道事業による 大規模な盛土構造物設置による著しい浸水被害への対応を義務化
第30条	<p>(調査研究の推進等)</p> <p>県は、流域治水に関する最新の知見の把握に努めるとともに、浸水に関する記録(県民の浸水に関する体験の記録を含む。次条において同じ。)の収集その他流域治水に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。</p>	浸水に関する体験記録収集を規定
第35条	<p>(滋賀県流域治水推進審議会)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県流域治水推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、第13条第5項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、流域治水の推進に関する事項を調査審議するものとする。</p>	流域治水を調査審議する附属機関設置を規定
第38条	<p>(施策の実施状況の報告)</p> <p>知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。</p>	議会への流域治水実施状況報告を義務化